

専門家が解説！ 今後、日本の税制はこう変わる

この1月からは復興特別所得税の導入、14年度からは消費税率アップなど、大きな変化がある税制。果たしてサラリーマンにも直接的に関係するものはあるのだろうか。税理士の落合孝裕氏に聞いた。

年収	給与所得控除×1/2	特別支出			合計	節税額
		衣服費、交際費等	資格取得費等	衣履費、交際費等		
300万円	54万円	40万円	25万円	60万円	9000円	
600万円	87万円	65万円	25万円	90万円	6000円	
900万円	105万円	65万円	55万円	120万円	4万5000円	
1200万円	115万円	65万円	85万円	150万円	11万6000円	

導入される各種税制変更点一覧

税制	変更点
消費税	'14年4月から8%、'15年10月から10%に増税予定。安倍首相は'13年4～6月期のGDP成長率がよくても条件次第では緊急停止するかもしれないと語った
復興特別税	今年1月から2037年までの25年間、被災者救済のため、所得税が21%増税される。また、法人税、住民税（年額1000円）にも適用される
相続税	「基礎控除の4割減」で「最高税率が90%から55%」に増税される方向。確定ではないが、'15年1月から適用される可能性が高い
所得税	現在、所得1800万円以上は40%の所得税がかかるが、'9000万円超の区分を新たにつくり、45%にする案がある。住民税と合わせると最高税率は55%になる
法人税	昨年4月1日から始まった期より法人税率が40.09%から38.01%に引き下げられた。さらに、'15年4月1日から始まる期より35.64%へ減税される
生命保険料控除	「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」に加え、「介護医療保険料控除」が新設される。'12年1月1日以後に契約した生命保険から対象になる
減価償却	'12年4月1日以後に取得した減価償却資産は、250%定率法ではなく200%定率法で償却期間を計算。償却期間を通じて、なだらかに償却するイメージに

この制度に新たな変更がありましたが、それが「特定支出控除」の適用範囲の拡大です。「特定支出控除」は、従来の「みなし必要経費」に加え、さらにこの額のおよそ1以上の経費を使った場合、その超過部分が控除される制度。だが金額も大きく、経費が適用される項目が少なかったため、昨年まで年間6~10人ほどしかいなかったが、今後では増えそうです。今回の改正で今まで認められなかった社員の被服費や交際費、図書費などの「勤務必要経費」や「資格取得費」などが計上可能になりました。友達との飲み代やキ



落合孝裕氏
税理士、落合会計事務所代表
著「暮らしと知らない給料のカタチ」など 著書多数
http://www.ochiakaikai.com/

ヤバクラ、プライベートで買った本や新聞なども「情報収集」と考えられれば適用範囲内です。とはいえ、年収600万円の人が年87万円以上も使うかは疑問。相変わらず全額がどまらず、依然として使い勝手が悪いのは確かです。さらに、会社に申請して「職務」に関する打ち合わせなどという許可を取らなければならないという手間も多い、とはいえ、許可を出したからといって会社の負担が増えるわけでもないの、案外弾力的に認められるかもしれない。

「基準額を超えるかどうかは年末にならないとわかりませんが、今は領収書をごまかに集めておきたいでしょう。また、今年から資格を取ろうと思っている人は、専門学校などのスクール代や書籍代、試験代なども計上できるようになるので、総務部や経理部に問い合わせてくださいね」

ら突つ込まれる可能性大。

資本金1億円以下の中小企業の場合、交際費の90%が必要経費として認められる。逆を言えば10%がカットされてしまう。だから、交際費計上はなるべく避けるのが普通で、「その代わり、1回1人当たりの食事が5000円以下」なら、「会議費」として全額経費として認められる。そのため、多くの人は、飲食の参加人数を實際より水増しして、「会議費」扱いにする工夫をしている。

「食代も「会議費」として経費で落とせないか」と思うのが人情だが、実際問題として、会議費にいくらか紛れ込んでもわからないらしい。とはいえ、「毎週日曜日になぜか会議が行われている、クリスマスや年末年始に会議をやっている」というのは明らかに不自然なので避けてください（岩松氏）。

12 ほかに節税の裏ワザは、ここに！ スポーツジムの会費は「交際費」

ほかに節税の裏ワザは、ここでは紹介されないほど数多くある。例えば、スポーツジムの会費は「交際費」として認められる。個人の健康促進のための福利厚生費。なんて理屈は税務署には通じませんが、だいたいでつってこれと頼まれたら、いっしょに飲みまわるといって、交際費で落とすほうがマシでしょう（岩松氏）

13 慶弔費や自販機など領収書のない出費は支払証明書

基本的に経費は領収書を添付して計上するのが常だが、慶弔費や自動販売機、バス代など領収書のない支払いはいくらでもできる。また、スーパーやコンビニでSuicaで買ったものを「交通費」と言い逃れすることもできる。こうした経費は税務職員も嘘を嘘だと突つ込みにくいし、嘘だと証明するには手間もかかる。

「なかには、結婚式の祝儀代や葬式の香典代として、20万円前後、計上している人もいます。慶弔費は税務職員も心理的に受け入れにくいですが（税理士のA氏）」

「領収書がない経費は支払証明書で作るといい。要は経費のメモです。ネットでダウンロードしたもので可。そこに、誰にいくら払ったかを自分で書き込む。本当の出費を証明する書類を作成するには必要なおことずす（岩松氏）」



付き合っていない方が入ったんだよね〜